

■ 千葉県水道局水道工事標準仕様書の主な改定概要

現 行	改 正
<p>I 共通編</p> <p>1. 総則</p> <p>1. 1 一般事項</p> <p>1. 1. 1 適用範囲</p> <p>1. 水道工事標準仕様書（以下「標準仕様書」という。）は千葉県水道局（以下「発注者」という。）が発注する各種工事に適用するものとする。</p> <p>2. ～4. 略</p> <p>1. 1. 2 一般事項</p> <p>1. 略</p> <p>2. 受注者は、標準仕様書の適用にあたっては、建設業法第 18 条に定める建設工事の請負契約の原則に基づく施工管理体制を遵守しなければならない。また、受注者は、これらの監督・検査（完成検査出来形検査等）にあたっては、地方自治法、千葉県水道局財務規程に基づくものであることを認識しなければならない。</p> <p>3. ～5. 略</p> <p>1. 1. 3 用語の定義</p> <p>1. 略</p> <p>2. 本仕様で規定されている総括監督員とは、監督総括業務を担当する者をいい、主に、受注者に対する指示、承諾または協議及び関連工事のうち重要なものの処理、及び設計図書の変更、一時中止または打ち切りの必要があると認める場合における契約担当者等（千葉県水道局財務規程に規定する契約担当者をいう。）に対する報告等を行うとともに、主任監督員及び監督員の指揮監督並びに監督業務のとりまとめを行う者をいう。</p> <p>3. ～24. 略</p> <p>25. 工事検査とは、検査員が契約書第 32 条、第 38 条、第 39 条、第 51 条に基づいて支払いを行う出来形数量の完了の確認、及び千葉県水道局建設工事検査要綱第 3 条に規定する中間技術検査（以下「中間検査」という。）をいう。</p>	<p>I 共通編</p> <p>1. 総則</p> <p>1. 1 一般事項</p> <p>1. 1. 1 適用範囲</p> <p>1. 水道工事標準仕様書（以下「標準仕様書」という。）は千葉県企業局（以下「発注者」という。）が発注する水道事業に関わる各種工事に適用するものとする。</p> <p>2. ～4. 略</p> <p>1. 1. 2 一般事項</p> <p>1. 略</p> <p>2. 受注者は、標準仕様書の適用にあたっては、建設業法第 18 条に定める建設工事の請負契約の原則に基づく施工管理体制を遵守しなければならない。また、受注者は、これらの監督・検査（完成検査出来形検査等）にあたっては、地方自治法、千葉県企業局財務規程に基づくものであることを認識しなければならない。</p> <p>3. ～5. 略</p> <p>1. 1. 3 用語の定義</p> <p>1. 略</p> <p>2. 本仕様で規定されている総括監督員とは、監督総括業務を担当する者をいい、主に、受注者に対する指示、承諾または協議及び関連工事のうち重要なものの処理、及び設計図書の変更、一時中止または打ち切りの必要があると認める場合における契約担当者等（千葉県企業局財務規程に規定する契約担当者をいう。）に対する報告等を行うとともに、主任監督員及び監督員の指揮監督並びに監督業務のとりまとめを行う者をいう。</p> <p>3. ～24. 略</p> <p>25. 工事検査とは、検査員が契約書第 32 条、第 38 条、第 39 条、第 51 条に基づいて支払いを行う出来形数量の完了の確認、及び千葉県企業局水道事業建設工事検査要綱第 3 条に規定する水道事業に関わる中間技術検査（以下「中間検査」という。）をいう。</p>

■ 千葉県水道局水道工事標準仕様書の主な改定概要

現 行	改 正
<p>26. 検査員とは、千葉県水道局建設工事検査要綱第 5 条に基づき、工事検査を行うために発注者が指名する者をいう。</p> <p>27. 中間検査とは、千葉県水道局建設工事検査要綱に基づき行うものをいい、請負代金の支払いを伴うものではない。</p> <p>28. ～41. 略</p> <p>1. 1. 4～1. 1. 7 略</p> <p>1. 1. 8 工事の検査</p> <p>1. ～2. 略</p> <p>3. 中間検査</p> <p>(1) 受注者は、設計図書において中間検査対象工事と定められた工事については、千葉県水道局建設工事検査要綱に基づき、中間検査を受けなければならない。</p> <p>(2) ～ (5) 略</p> <p>4. 略</p> <p>1. 1. 9 監督職員</p> <p>1. 2. 略</p> <p>3. 低入札価格調査制度調査対象工事は次の各号に掲げる監督体制の強化を図るものとする。</p> <p>(1) 千葉県水道局発注の工事の指導、監督に関する事務を所掌する課長（千葉県水道局建設工事等契約事務取扱要綱第 2 条に規定する主務課長をいう。）または所長（財務規定第 2 条第 6 号に定める職員をいう。）は受注者に対して、千葉県建設工事適正化指導要綱第 11 条第 1 項の規定並びに建設工事請負契約約款第 7 条第 1 項の規定により、施工体制台帳の提出を求めるものとする。施工体制台帳の提出に際しては、必要に応じて受注者からその内容についてヒアリングを行うものとする。</p> <p>(2) ～ (4) 略</p> <p>1. 1. 10～1. 1. 11 略</p> <p>1. 2. 12 施工管理</p> <p>1. ～8. 略</p> <p>9. 受注者は、千葉県水道局が定める水道工事施工管理基準により施工管理を行</p>	<p>26. 検査員とは、千葉県企業局水道事業建設工事検査要綱第 5 条に基づき、水道事業に関わる工事検査を行うために発注者が指名する者をいう。</p> <p>27. 中間検査とは、千葉県企業局水道事業建設工事検査要綱に基づき行うものをいい、請負代金の支払いを伴うものではない。</p> <p>28. ～41. 略</p> <p>1. 1. 4～1. 1. 7 略</p> <p>1. 1. 8 工事の検査</p> <p>1. ～2. 略</p> <p>3. 中間検査</p> <p>(1) 受注者は、設計図書において中間検査対象工事と定められた工事については、千葉県企業局水道事業建設工事検査要綱に基づき、中間検査を受けなければならない。</p> <p>(2) ～ (5) 略</p> <p>4. 略</p> <p>1. 1. 9 監督職員</p> <p>1. 2. 略</p> <p>3. 低入札価格調査制度調査対象工事は次の各号に掲げる監督体制の強化を図るものとする。</p> <p>(1) 千葉県企業局発注の水道事業に関わる工事の指導、監督に関する事務を所掌する課長（千葉県企業局建設工事等契約事務取扱要綱第 2 条に規定する主務課長をいう。）または所長（財務規定第 2 条第 6 号に定める職員をいう。）は受注者に対して、千葉県建設工事適正化指導要綱第 11 条第 1 項の規定並びに建設工事請負契約約款第 7 条第 1 項の規定により、施工体制台帳の提出を求めるものとする。施工体制台帳の提出に際しては、必要に応じて受注者からその内容についてヒアリングを行うものとする。</p> <p>(2) ～ (4) 略</p> <p>1. 1. 10～1. 1. 11 略</p> <p>1. 2. 12 施工管理</p> <p>1. ～8. 略</p> <p>9. 受注者は、千葉県企業局が定める水道工事施工管理基準により施工管理を行</p>

■ 千葉県水道局水道工事標準仕様書の主な改定概要

現 行	改 正
<p>い、その記録及び関係書類を直ちに作成、保管し、工事完成時に監督職員へ提出しなければならない。ただし、それ以外で監督職員からの請求があった場合は直ちに提示しなければならない。</p> <p>なお、施工管理基準が定められていない工種については、監督職員と協議の上、施工管理を行うものとする。</p> <p>10. ～11. 略</p> <p>1. 2. 13 施工体制台帳</p> <p>1. 受注者は、<u>請負代金額が2,500万円以上の工事について、その一部を下請負に付したときは</u>、千葉県建設工事適正化指導要綱に従って記載した施工体制台帳を作成し、工事現場に備えるとともに、その写しを監督職員に提出しなければならない。</p> <p>2. 第1項の受注者は、千葉県建設工事適正化指導要綱に<u>基づき</u>、各下請負者の施工の分担関係を表 示した施工体系図を作成し、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律に従って、工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲げるとともに、その写しを監督職員に提出しなければならない。</p> <p>3. 第1項の受注者は、監理技術者、主任技術者（下請負者を含む）及び受注者の専門技術者（専任している場合のみ）に、工事現場内において、工事名、工期、顔写真、所属会社名及び社印の入った名札等を着用させなければならない。</p> <p>4. 略</p>	<p>い、その記録及び関係書類を直ちに作成、保管し、工事完成時に監督職員へ提出しなければならない。ただし、それ以外で監督職員からの請求があった場合は直ちに提示しなければならない。</p> <p>なお、施工管理基準が定められていない工種については、監督職員と協議の上、施工管理を行うものとする。</p> <p>10. ～11. 略</p> <p>1. 2. 13 施工体制台帳</p> <p>1. 受注者は、その一部を下請負に付したときは、千葉県建設工事適正化指導要綱に従って記載した施工体制台帳を作成し、工事現場に備えるとともに、その写しを監督職員に提出しなければならない。</p> <p>2. 第1項の受注者は、千葉県建設工事適正化指導要綱に<u>従って</u>、各下請負者の施工の分担関係を表 示した施工体系図を作成し、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律に従って、工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲げるとともに、その写しを監督職員に提出しなければならない。</p> <p>3. 第1項の受注者は、監理技術者、主任技術者（下請負者を含む）及び第1項の受注者の専門技術者（専任している場合のみ）に、工事現場内において、工事名、工期、顔写真、所属会社名及び社印の入った名札等を着用させなければならない。名札は図1-1を標準とする。</p> <div data-bbox="1370 976 1904 1244" style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p style="text-align: center;">監理（主任）技術者</p> <p style="text-align: center;">氏名 ○○ ○○</p> <p style="text-align: center;">工事名 ○○改良工事</p> <p style="text-align: center;">工期 自○○年○○月○○日</p> <p style="text-align: center;">至○○年○○月○○日</p> <p style="text-align: center;">会社 ◇◇建設株式会社</p> <div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> 写真 2 cm × 3 cm 程 度 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> 印 </div> </div> </div> <p>[注1] 用紙の大きさは名刺サイズ以上とする。 [注2] 所属会社の社印とする。</p> <p style="text-align: center;">図1-1 名札の標準図</p> <p>4. 略</p>

■ 千葉県水道局水道工事標準仕様書の主な改定概要

現 行	改 正
<p>1. 2. 14～1. 2. 26 略</p> <p>1. 3 安全管理</p> <p>1. 3. 1 工事中の安全確保</p> <p>1. ～26. 略</p> <p>27. 受注者は、発注者が組織する「千葉県水道局建設工事安全対策委員会」が実施する施工条件の検討、安全点検等について協力しなければならない。</p> <p>1. 3. 2～1. 3. 11 略</p> <p>1. 4 完成</p> <p>1. 4. 1 略</p> <p>1. 4. 2 完成後の提出書類</p> <p>1. 略</p> <p>2. 受注者は、「工事完成図書等の電子納品要領（案）」に基づいて作成した電子データを、電子媒体で提出しなければならない。電子納品にあたっては、「電子納品運用ガイドライン（案）」「千葉県水道局電子納品運用ガイドライン（案）」、「CAD製図基準に関する運用ガイドライン（案）」等を参考にし、監督職員と協議の上電子化の範囲等を決定しなければならない。</p> <p>3. 略</p> <p>2. 材料</p> <p>2. 1～2. 2 略</p> <p>2. 3 材料品目</p> <p>2. 3. 1～12 略</p> <p>2. 3. 13 J I S、J W W A及びJ D P A等の水道用材料</p> <p>1. 水道用として使用する材料は、次の各号に掲げるJ I S、J W W A、J D P A及び当局仕様品とする。ただし、規格等は今後修正されることがあるため、最新データをフォローすること。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 当局仕様の水道用品</p> <p style="padding-left: 20px;">千葉県水道局型ノンカット仕切弁管</p> <p style="padding-left: 20px;">千葉県水道局型鉄蓋</p> <p style="padding-left: 20px;">千葉県水道局型鉄蓋（省力開放型鉄蓋）</p>	<p>1. 2. 14～1. 2. 26 略</p> <p>1. 3 安全管理</p> <p>1. 3. 1 工事中の安全確保</p> <p>1. ～26. 略</p> <p>27. 受注者は、発注者が組織する「千葉県企業局水道事業建設工事安全対策委員会」が実施する施工条件の検討、安全点検等について協力しなければならない。</p> <p>1. 3. 2～1. 3. 11 略</p> <p>1. 4 完成</p> <p>1. 4. 1 略</p> <p>1. 4. 2 完成後の提出書類</p> <p>1. 略</p> <p>2. 受注者は、「工事完成図書等の電子納品要領（案）」に基づいて作成した電子データを、電子媒体で提出しなければならない。電子納品にあたっては、「電子納品運用ガイドライン（案）」「千葉県企業局電子納品運用ガイドライン（案）」、「CAD製図基準に関する運用ガイドライン（案）」等を参考にし、監督職員と協議の上電子化の範囲等を決定しなければならない。</p> <p>3. 略</p> <p>2. 材料</p> <p>2. 1～2. 2 略</p> <p>2. 3 材料品目</p> <p>2. 3. 1～12 略</p> <p>2. 3. 13 J I S、J W W A及びJ D P A等の水道用材料</p> <p>1. 水道用として使用する材料は、次の各号に掲げるJ I S、J W W A、J D P A及び当局仕様品とする。ただし、規格等は今後修正されることがあるため、最新データをフォローすること。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 当局仕様の水道用品</p> <p style="padding-left: 20px;">千葉県企業局型ノンカット仕切弁管</p> <p style="padding-left: 20px;">千葉県企業局型鉄蓋</p> <p style="padding-left: 20px;">千葉県企業局型鉄蓋（省力開放型鉄蓋）</p>

■ 千葉県水道局水道工事標準仕様書の主な改定概要

現 行	改 正
千葉県水道局型レジンコンクリート土留	千葉県 企業 局型レジンコンクリート土留
<p>II 管路工事編</p> <p>4. 管路工事</p> <p>4. 1 施工一般</p> <p>4. 1. 1～4. 1. 20 略</p> <p>4. 1. 21 管せん孔工</p> <p>1. 略</p> <p>2. サドル分水栓のせん孔、給水管の接合等、給水工事に係わる工事は、千葉県水道局給水装置工事施行基準に準じるものとし、水道法施行規則第36条第2号に規定する「適切に作業を行うことができる技能を有する者」が施工しなければならない。</p> <p>3. 水道法施行規則第36条第2号に規定する技能者は、下記のいずれかの条件を満たす者でなければならない。</p> <p>(1) 千葉県水道局の「配管工証」を取得している者。</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) (1) または (2) と同等以上の経験と技術を有する者で、千葉県水道局の承認を得た者。</p> <p>4. 略</p> <p>4. 1. 22～4. 1. 38 略</p> <p>4. 2. ～4. 3. 略</p> <p>5. ～11. 略</p> <p>III 建築工事</p> <p>12. 略</p> <p>13. 共通事項</p>	<p>II 管路工事編</p> <p>4. 管路工事</p> <p>4. 1 施工一般</p> <p>4. 1. 1～4. 1. 20 略</p> <p>4. 1. 21 管せん孔工</p> <p>1. 略</p> <p>2. サドル分水栓のせん孔、給水管の接合等、給水工事に係わる工事は、千葉県企業局給水装置工事施行基準に準じるものとし、水道法施行規則第36条第2号に規定する「適切に作業を行うことができる技能を有する者」が施工しなければならない。</p> <p>3. 水道法施行規則第36条第2号に規定する技能者は、下記のいずれかの条件を満たす者でなければならない。</p> <p>(1) 当局の「配管工証」を取得している者。</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) (1) または (2) と同等以上の経験と技術を有する者で、千葉県企業局の承認を得た者。</p> <p>4. 略</p> <p>4. 1. 22～4. 1. 38 略</p> <p>4. 2. ～4. 3. 略</p> <p>5. ～11. 略</p> <p>III 建築工事</p> <p>12. 略</p> <p>13. 共通事項</p>

■ 千葉県水道局水道工事標準仕様書の主な改定概要

現 行	改 正
<p>13.1 施工一般</p> <p>13.1.1～13.1.3 略</p> <p>13.1.4 主任技術者</p> <p>1. 略</p> <p>2. 主任技術者等は、千葉県水道局自家用電気工作物保安規程を遵守しなければならない。</p> <p>13.1.5～13.1.6 略</p> <p>13.1.7 完成図書</p> <p>受注者は、特記仕様書に記載のある場合を除き、千葉県水道局電子納品運用ガイドライン（案）の規定により完成図書を提出すること。ただし、官公庁手続書類は、原本を必要部数提出すること。</p> <p>13.1.8～13.1.19 略</p>	<p>13.1 施工一般</p> <p>13.1.1～13.1.3 略</p> <p>13.1.4 主任技術者</p> <p>1. 略</p> <p>2. 主任技術者等は、千葉県企業局水道事業自家用電気工作物保安規程を遵守しなければならない。</p> <p>13.1.5～13.1.6 略</p> <p>13.1.7 完成図書</p> <p>受注者は、特記仕様書に記載のある場合を除き、千葉県企業局電子納品運用ガイドライン（案）の規定により完成図書を提出すること。ただし、官公庁手続書類は、原本を必要部数提出すること。</p> <p>13.1.8～13.1.19 略</p>

■ 千葉県水道局水道工事標準仕様書の主な改定概要

現 行	改 正																								
<p>14. 電気設備工事</p> <p>14.1～14.4 略</p> <p>14.5 工事</p> <p>14.5.1～14.5.3 略</p> <p>14.5.4 地中配線</p> <p>1.～6. 略</p> <p>7. 埋設位置の表示</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 高圧、特別高圧ケーブルの地中配線には、下図に示すとおり、配線の名称、管理者名、電圧及び埋設年をおおむね 2m間隔で標識シートに表示するか、またはプラスチック板に表示し、管に取付けること。</p> <div style="text-align: center;"> <p>標識シートの場合</p> <p>約 70 mm</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>物 件</td> <td>EM-CE 60mm×3心</td> <td>物 件</td> </tr> <tr> <td>管 理 者</td> <td>千葉県水道局長</td> <td>管 理 者</td> </tr> <tr> <td>電 圧</td> <td>6,600V</td> <td>電 圧</td> </tr> <tr> <td>埋 設 年</td> <td>2000</td> <td>埋 設 年</td> </tr> </table> <p>地：オレンジ 文字：黒（印刷） 裏面：糊つき</p> </div> <div style="text-align: center;"> <p>プラスチック板の場合</p> <p>約 80 mm</p> <p>約 730 mm</p> <p>材質：プラスチック（厚 2～3 mm） 地：白 文字：黒（刻印）</p> </div> <p>(3) 略</p> <p>14.5.5 略</p> <p>14.6 略</p> <p>15.～18. 略</p>	物 件	EM-CE 60mm×3心	物 件	管 理 者	千葉県水道局長	管 理 者	電 圧	6,600V	電 圧	埋 設 年	2000	埋 設 年	<p>14. 電気設備工事</p> <p>14.1～14.4 略</p> <p>14.5 工事</p> <p>14.5.1～14.5.3 略</p> <p>14.5.4 地中配線</p> <p>1.～6. 略</p> <p>7. 埋設位置の表示</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 高圧、特別高圧ケーブルの地中配線には、下図に示すとおり、配線の名称、管理者名、電圧及び埋設年をおおむね 2m間隔で標識シートに表示するか、またはプラスチック板に表示し、管に取付けること。</p> <div style="text-align: center;"> <p>標識シートの場合</p> <p>約 70 mm</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>物 件</td> <td>EM-CE 60mm×3心</td> <td>物 件</td> </tr> <tr> <td>管 理 者</td> <td>千葉県企業局水道部長</td> <td>管 理 者</td> </tr> <tr> <td>電 圧</td> <td>6,600V</td> <td>電 圧</td> </tr> <tr> <td>埋 設 年</td> <td>2000</td> <td>埋 設 年</td> </tr> </table> <p>地：オレンジ 文字：黒（印刷） 裏面：糊つき</p> </div> <div style="text-align: center;"> <p>プラスチック板の場合</p> <p>約 80 mm</p> <p>約 730 mm</p> <p>材質：プラスチック（厚 2～3 mm） 地：白 文字：黒（刻印）</p> </div> <p>(3) 略</p> <p>14.5.5 略</p> <p>14.6 略</p> <p>15.～18. 略</p>	物 件	EM-CE 60mm×3心	物 件	管 理 者	千葉県企業局水道部長	管 理 者	電 圧	6,600V	電 圧	埋 設 年	2000	埋 設 年
物 件	EM-CE 60mm×3心	物 件																							
管 理 者	千葉県水道局長	管 理 者																							
電 圧	6,600V	電 圧																							
埋 設 年	2000	埋 設 年																							
物 件	EM-CE 60mm×3心	物 件																							
管 理 者	千葉県企業局水道部長	管 理 者																							
電 圧	6,600V	電 圧																							
埋 設 年	2000	埋 設 年																							



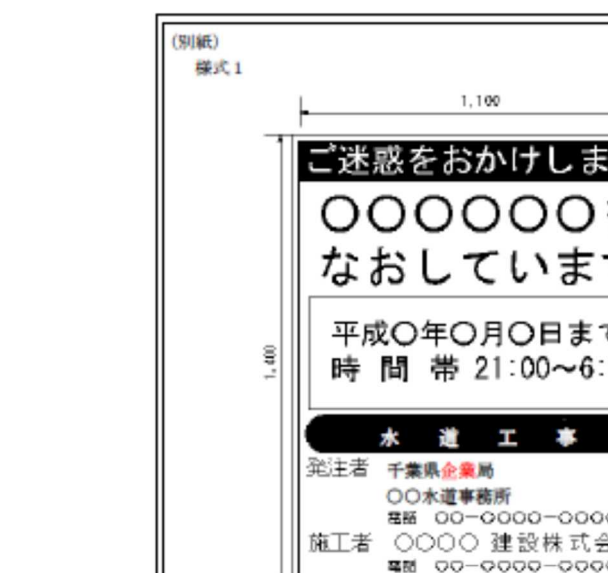

■ 千葉県水道局水道工事標準仕様書の主な改定概要

現 行	改 正																																																																																																
<p>19. 工事完成図作成要領</p> <p>1. 目的 この要領は、水道管布設工事等の受注者が、千葉県水道局に提出する工事完成図（以下「完成図」という。）について、その作成に係る基本事項を定めることを目的とする。</p> <p>2. ～5. 略</p> <p>6. 記載事項</p> <p>(1) 標 題</p> <p>① 標題の様式は図-1のとおりとし、その位置は、設計図の右下、右辺は縁取りに付け、下辺は12mm程度縁取りから離れること。</p> <p>② 占用許可番号は、標題上部に記載し、図葉が複数の場合は最初の図面にのみ記載すること。</p> <div style="text-align: center;"> <p>図-1 標題の様式及び位置</p> <table border="1" style="margin: 0 auto;"> <tr> <td style="width: 50%;">占用許可番号</td> <td style="width: 50%;">許可年月日等</td> </tr> <tr><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td></tr> </table> <table border="1" style="margin: 0 auto;"> <tr><td>工 事 号</td><td colspan="3"> </td></tr> <tr><td>図 面 名 称</td><td colspan="3"> </td></tr> <tr><td>図 面 数 枚</td><td style="text-align: center;">葉 中</td><td style="text-align: center;">縮 尺</td><td> </td></tr> <tr><td>完 成</td><td style="text-align: center;">年 月 日</td><td style="text-align: center;">工 事 番 号</td><td> </td></tr> <tr><td>区 画 記 号</td><td style="text-align: center;">-</td><td colspan="2" style="text-align: center;">千葉県水道局</td></tr> <tr><td>整理番号</td><td colspan="3" style="text-align: center;">施工業者</td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> </table> <p style="text-align: center;">縁取線 ↓ 12mm</p> </div> <p>(2)～(11) 略</p> <p>7. 略</p>	占用許可番号	許可年月日等							工 事 号				図 面 名 称				図 面 数 枚	葉 中	縮 尺		完 成	年 月 日	工 事 番 号		区 画 記 号	-	千葉県水道局		整理番号	施工業者																			<p>19. 工事完成図作成要領</p> <p>1. 目的 この要領は、水道管布設工事等の受注者が、千葉県企業局に提出する工事完成図（以下「完成図」という。）について、その作成に係る基本事項を定めることを目的とする。</p> <p>2. ～5. 略</p> <p>6. 記載事項</p> <p>(1) 標 題</p> <p>① 標題の様式は図-1のとおりとし、その位置は、設計図の右下、右辺は縁取りに付け、下辺は12mm程度縁取りから離れること。</p> <p>② 占用許可番号は、標題上部に記載し、図葉が複数の場合は最初の図面にのみ記載すること。</p> <div style="text-align: center;"> <p>図-1 標題の様式及び位置</p> <table border="1" style="margin: 0 auto;"> <tr> <td style="width: 50%;">占用許可番号</td> <td style="width: 50%;">許可年月日等</td> </tr> <tr><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td></tr> </table> <table border="1" style="margin: 0 auto;"> <tr><td>工 事 号</td><td colspan="3"> </td></tr> <tr><td>図 面 名 称</td><td colspan="3"> </td></tr> <tr><td>図 面 数 枚</td><td style="text-align: center;">葉 中</td><td style="text-align: center;">縮 尺</td><td> </td></tr> <tr><td>完 成</td><td style="text-align: center;">年 月 日</td><td style="text-align: center;">工 事 番 号</td><td> </td></tr> <tr><td>区 画 記 号</td><td style="text-align: center;">-</td><td colspan="2" style="text-align: center;">千葉県企業局</td></tr> <tr><td>整理番号</td><td colspan="3" style="text-align: center;">施工業者</td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> </table> <p style="text-align: center;">縁取線 ↓ 12mm</p> </div> <p>(2)～(11) 略</p> <p>7. 略</p>	占用許可番号	許可年月日等							工 事 号				図 面 名 称				図 面 数 枚	葉 中	縮 尺		完 成	年 月 日	工 事 番 号		区 画 記 号	-	千葉県企業局		整理番号	施工業者																		
占用許可番号	許可年月日等																																																																																																
工 事 号																																																																																																	
図 面 名 称																																																																																																	
図 面 数 枚	葉 中	縮 尺																																																																																															
完 成	年 月 日	工 事 番 号																																																																																															
区 画 記 号	-	千葉県水道局																																																																																															
整理番号	施工業者																																																																																																
占用許可番号	許可年月日等																																																																																																
工 事 号																																																																																																	
図 面 名 称																																																																																																	
図 面 数 枚	葉 中	縮 尺																																																																																															
完 成	年 月 日	工 事 番 号																																																																																															
区 画 記 号	-	千葉県企業局																																																																																															
整理番号	施工業者																																																																																																

■ 千葉県水道局水道工事標準仕様書の主な改定概要

現 行	改 正
<p>20. 工事記録写真撮影要領</p> <p>20.1 共通事項</p> <p>1. この工事記録写真撮影要領は、千葉県水道局が請負により施工する各種工事の適正な管理のため定めるものである。これに定めのない事項については、千葉県土木工事施工管理基準(写真管理基準)、千葉県水道局水道工事施工管理基準(写真管理基準)に準じるほか、国土交通大臣官房庁営繕部監修「工事写真の撮り方建築編及び建築設備編」によるものとする。</p> <p>2. ～8. 略</p> <p>20.2 略</p> <p>21. 道路掘削工事現場における標示施設等の設置基準</p> <p>1. 道路掘削工事の標示</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 工事施行区間の起点及び終点には、別紙様式-1 に示す標示板を設置するものとする。</p> <p>2. ～4. 略</p> <p>5. 迂回路の標示</p> <p>水道工事のため迂回路を設ける場合は、当該迂回路を必要とする時間中、迂回路の入り口に別紙様式-2 に示す標示板を設置し、迂回路の途中の各交差点(迷い込むおそれのない小分岐を除く。)において、参考(2)及び参考(3)に示すように道路標識「まわり道」を設置するものとする。(参考(2)(3)(4)を参照)</p>	<p>20. 工事記録写真撮影要領</p> <p>20.1 共通事項</p> <p>1. この工事記録写真撮影要領は、千葉県企業局が請負により施工する水道事業に関わる各種工事の適正な管理のため定めるものである。これに定めのない事項については、千葉県土木工事施工管理基準(写真管理基準)、千葉県企業局水道工事施工管理基準(写真管理基準)に準じるほか、国土交通大臣官房庁営繕部監修「工事写真の撮り方建築編及び建築設備編」によるものとする。</p> <p>2. ～8. 略</p> <p>20.2 略</p> <p>21. 道路掘削工事現場における標示施設等の設置基準</p> <p>1. 道路掘削工事の標示</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 工事施行区間の起点及び終点には、別紙様式-1 に示す標示板を設置するものとする。</p> <p>2. ～4. 略</p> <p>5. 迂回路の標示</p> <p>水道工事のため迂回路を設ける場合は、当該迂回路を必要とする時間中、迂回路の入り口に別紙様式-2 に示す標示板を設置し、迂回路の途中の各交差点(迷い込むおそれのない小分岐を除く。)において、参考(2)及び参考(3)に示すように道路標識「まわり道」を設置するものとする。(参考(2)(3)(4)を参照)</p>

■ 千葉県水道局水道工事標準仕様書の主な改定概要

現 行	改 正
<p>(別紙) 様式 1</p>  <p>様式 2</p> 	<p>(別紙) 様式 1</p>  <p>様式 2</p> 

■ 千葉県水道局水道工事標準仕様書の主な改定概要

現 行	改 正
<p>道路工事現場における工事情報看板及び工事説明看板的設置について</p> <p>1 工事情報看板的設置について（参考） 予定されている道路管理者の行う道路工事（以下「道路工事」という。）に関する工事情報を提供するため、道路工事を開始する約 1 週間前から道路工事を開始するまでの間、工事内容、工事期間等を標示する工事情報看板を、道路工事が予定されている現場付近にドライバーから看板内容が見えないように設置するものとする。 ただし、短期間に完了する軽易な工事等については、この限りでない。 なお、標示板の設置にあたっては、様式 1 及び図 1 を参考とするものとする。</p> <p>2 工事説明看板的設置について（参考） 実施されている道路工事に関する工事情報を提供するため、道路工事開始から道路工事終了までの間、工事内容、工事期間等を標示する工事説明看板を、道路工事現場付近にドライバーから看板内容が見えないように設置するものとする。 ただし、短期間に完了する軽易な工事等については、この限りでない。 なお、標示板の設置にあたっては、様式 2 及び図 1 を参考とするものとする。</p> <p>3 占用工事に係る取扱いについて 上記提言における「道路工事」の中には、占用工事が含まれるものであることを踏まえ、占用工事に係る工事情報の提供に当たっては、記 1、2 の取扱いに準じて行うよう、地方連絡協議会等の場において、関係公益事業者に協力を依頼するものとする。 なお、標示板の設置にあたっては、様式 3、様式 4 を参考とするものとする。 また、この場合、当該看板については、占用物件の設置等の工事のための一時占用として取り扱い、別個の占用としては取り扱わないものとする。</p>	<p>道路工事現場における工事情報看板及び工事説明看板的設置について</p> <p>1 工事情報看板的設置について（参考） 予定されている道路管理者の行う道路工事（以下「道路工事」という。）に関する工事情報を提供するため、道路工事を開始する約 1 週間前から道路工事を開始するまでの間、工事内容、工事期間等を標示する工事情報看板を、道路工事が予定されている現場付近にドライバーから看板内容が見えないように設置するものとする。 ただし、短期間に完了する軽易な工事等については、この限りでない。 なお、標示板の設置にあたっては、様式 1 及び図 1 を参考とするものとする。</p> <p>2 工事説明看板的設置について（参考） 実施されている道路工事に関する工事情報を提供するため、道路工事開始から道路工事終了までの間、工事内容、工事期間等を標示する工事説明看板を、道路工事現場付近にドライバーから看板内容が見えないように設置するものとする。 ただし、短期間に完了する軽易な工事等については、この限りでない。 なお、標示板の設置にあたっては、様式 2 及び図 1 を参考とするものとする。</p> <p>3 占用工事に係る取扱いについて 上記提言における「道路工事」の中には、占用工事が含まれるものであることを踏まえ、占用工事に係る工事情報の提供に当たっては、記 1、2 の取扱いに準じて行うよう、地方連絡協議会等の場において、関係公益事業者に協力を依頼するものとする。 なお、標示板の設置にあたっては、様式 3、様式 4 を参考とするものとする。 また、この場合、当該看板については、占用物件の設置等の工事のための一時占用として取り扱い、別個の占用としては取り扱わないものとする。</p>

■ 千葉県水道局水道工事標準仕様書の主な改定概要

現	行	改	正
<p style="text-align: center;">(様式1参考) 工事情報看板 (道路補修工事) 55cm</p> <p style="text-align: center;">(様式2参考) 工事説明看板 (道路補修工事) 55cm</p> <p style="text-align: center;">(様式3) 工事情報看板 (占用工事) 55cm</p> <p style="text-align: center;">(様式4) 工事説明看板 (占用工事) 55cm</p>		<p style="text-align: center;">(様式1参考) 工事情報看板 (道路補修工事) 55cm</p> <p style="text-align: center;">(様式2参考) 工事説明看板 (道路補修工事) 55cm</p> <p style="text-align: center;">(様式3) 工事情報看板 (占用工事) 55cm</p> <p style="text-align: center;">(様式4) 工事説明看板 (占用工事) 55cm</p>	
<p>(様式備考)</p> <p>(1) 色彩は、「ご迷惑をおかけします」等の挨拶文については青地に白抜き文字、「〇〇〇〇をなっています」等の工事内容については青色文字、その他の文字及びび線は黒色、地を白色とする。</p> <p>(2) 工事情報看板及び工事説明看板の下部に、当該工事に関する番号や問い合わせ先等を掲示することができる。(内容に関しては道路管理者に確認)</p>		<p>(様式備考)</p> <p>(1) 色彩は、「ご迷惑をおかけします」等の挨拶文については青地に白抜き文字、「〇〇〇〇をなっています」等の工事内容については青色文字、その他の文字及びび線は黒色、地を白色とする。</p>	

■ 千葉県水道局水道工事標準仕様書の主な改定概要

現 行		改 正	
2 2. 道路工事保安施設設置基準		2 2. 道路工事保安施設設置基準	
保安施設標準様式図			
番 号	5	6	7
記 号	⑤	⑥	⑦
名 称	標示板 (工事中看板)	保安灯	歩道柵
様 式 お よ び 標 準 寸 法 (単位 mm)			
注	(1) 標示板の様式については P251 別紙様式 1 を参考とする。 (2) 高輝度反射式または同等以上のものとする。 (3) 転倒しないように留意して設置すること。	(1) 転倒しないように留意して設置すること。	(1) 柱およびロープは黒黄の縞をほどこすものとする。 (2) ロープの外径は 12mm 以上とする。 (3) 柱間隔は約 5 m とする。 (4) 転倒しないように留意して設置すること。
保安施設標準様式図			
番 号	5	6	7
記 号	⑤	⑥	⑦
名 称	標示板 (工事中看板)	保安灯	歩道柵
様 式 お よ び 標 準 寸 法 (単位 mm)			
注	(1) 標示板の様式については P261 別紙様式 1 を参考とする。 (2) 高輝度反射式または同等以上のものとする。 (3) 転倒しないように留意して設置すること。	(1) 転倒しないように留意して設置すること。	(1) 柱およびロープは黒黄の縞をほどこすものとする。 (2) ロープの外径は 12mm 以上とする。 (3) 柱間隔は約 5 m とする。 (4) 転倒しないように留意して設置すること。

■ 千葉県水道局水道工事標準仕様書の主な改定概要

現 行		改 正	
保安施設標準様式図		保安施設標準様式図	
番 号	8	番 号	8
記 号	⑧	記 号	⑧
名 称	工事中 (内部照明型)	名 称	工事中 (内部照明型)
様 式 お よ び 標 準 寸 法 (単位 mm)			
	<p>千葉県水道局</p> <p>黄色回転灯 (レモンイエロー)</p> <p>黒</p> <p>赤</p> <p>乳白</p> <p>緑</p> <p>緑</p> <p>注</p> <p>(1) 内部照明とし矢印は順次点滅させる。 (2) 警戒標識、相対標識は1.0倍とする。 (3) 「〇〇工事中」には「舗装工事中」、「共同溝工事中」等と記載し、「道路工事中」とは記載しない。</p>	<p>千葉県企業局</p> <p>黄色回転灯 (レモンイエロー)</p> <p>黒</p> <p>赤</p> <p>乳白</p> <p>緑</p> <p>緑</p> <p>注</p> <p>(1) 内部照明とし矢印は順次点滅させる。 (2) 警戒標識、相対標識は1.0倍とする。 (3) 「〇〇工事中」には「舗装工事中」、「共同溝工事中」等と記載し、「道路工事中」とは記載しない。</p>	

■ 千葉県水道局水道工事標準仕様書の主な改定概要

現 行		改 正		
保安施設標準様式図				
番 号	16	17		
記 号	㊸	㊹		
名 称	工事情報看板	工事説明看板		
様 式 お よ び 標 準 寸 法 (単位 mm)				
注	<p>(1) 色彩は、「〇〇をなおしています」等の工事内容については青色文字、その他の文字及び線は黒色、地を白色にする。</p> <p>(2) 工事期間については、交通上支障を与える実際の期間のうち、工事開始日及び工事終了日を表示するものとする。</p> <p>(3) 現場付近の歩道と車道を分離するガードレール等に、ドライバーから看板の内容が見えないように建築限界を守って、堅固に設置する。</p> <p>(4) 道路工事を開始する約1週間前から道路工事を開始するまでの間、設置する。</p> <p>(5) 転倒しないように留意して設置すること。</p>	<p>(1) 色彩は、「ご迷惑をおかけします」等の挨拶文については青地に白抜き文字、「〇〇をなおしています」等の工事内容については青色文字、その他の文字及び線は黒色、地を白色にする。</p> <p>(2) 工事期間については、交通上支障を与える実際の期間のうち、工事終了日を表示するものとする。</p> <p>(3) 現場付近の歩道と車道を分離するガードレール等に、ドライバーから看板の内容が見えないように建築限界を守って、堅固に設置する。</p> <p>(4) 道路工事開始から道路工事終了までの間、設置する。</p> <p>(5) 転倒しないように留意して設置すること。</p>	<p>(1) 色彩は、「〇〇をなおしています」等の工事内容については青色文字、その他の文字及び線は黒色、地を白色にする。</p> <p>(2) 工事期間については、交通上支障を与える実際の期間のうち、工事開始日及び工事終了日を表示するものとする。</p> <p>(3) 現場付近の歩道と車道を分離するガードレール等に、ドライバーから看板の内容が見えないように建築限界を守って、堅固に設置する。</p> <p>(4) 道路工事を開始する約1週間前から道路工事を開始するまでの間、設置する。</p> <p>(5) 転倒しないように留意して設置すること。</p>	<p>(1) 色彩は、「ご迷惑をおかけします」等の挨拶文については青地に白抜き文字、「〇〇をなおしています」等の工事内容については青色文字、その他の文字及び線は黒色、地を白色にする。</p> <p>(2) 工事期間については、交通上支障を与える実際の期間のうち、工事終了日を表示するものとする。</p> <p>(3) 現場付近の歩道と車道を分離するガードレール等に、ドライバーから看板の内容が見えないように建築限界を守って、堅固に設置する。</p> <p>(4) 道路工事開始から道路工事終了までの間、設置する。</p> <p>(5) 転倒しないように留意して設置すること。</p>

■ 千葉県水道局水道工事標準仕様書の主な改定概要

現 行		改 正																					
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">保 安 施 設 標 準 様 式 図</th> </tr> <tr> <td>番 号</td> <td>22</td> </tr> <tr> <td>記 号</td> <td></td> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>様 式 お よ び 標 準 寸 法 (単 位 mm)</td> <td> </td> </tr> <tr> <td>注</td> <td> (1) 色彩は、矢印を赤色、その他の文字及び記号を青色、地を白色とする。 (2) 縁の余白は、2cm縁線の太さは1cm、区画線の太さは0.5cmとする。 (3) 高輝度反射式とする。 (4) 転倒しないように留意して設置すること。 </td> </tr> </tbody> </table>	保 安 施 設 標 準 様 式 図		番 号	22	記 号		様 式 お よ び 標 準 寸 法 (単 位 mm)		注	(1) 色彩は、矢印を赤色、その他の文字及び記号を青色、地を白色とする。 (2) 縁の余白は、2cm縁線の太さは1cm、区画線の太さは0.5cmとする。 (3) 高輝度反射式とする。 (4) 転倒しないように留意して設置すること。		<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">保 安 施 設 標 準 様 式 図</th> </tr> <tr> <td>番 号</td> <td>22</td> </tr> <tr> <td>記 号</td> <td></td> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>様 式 お よ び 標 準 寸 法 (単 位 mm)</td> <td> </td> </tr> <tr> <td>注</td> <td> (1) 色彩は、矢印を赤色、その他の文字及び記号を青色、地を白色とする。 (2) 縁の余白は、2cm縁線の太さは1cm、区画線の太さは0.5cmとする。 (3) 高輝度反射式とする。 (4) 転倒しないように留意して設置すること。 </td> </tr> </tbody> </table>	保 安 施 設 標 準 様 式 図		番 号	22	記 号		様 式 お よ び 標 準 寸 法 (単 位 mm)		注	(1) 色彩は、矢印を赤色、その他の文字及び記号を青色、地を白色とする。 (2) 縁の余白は、2cm縁線の太さは1cm、区画線の太さは0.5cmとする。 (3) 高輝度反射式とする。 (4) 転倒しないように留意して設置すること。	
保 安 施 設 標 準 様 式 図																							
番 号	22																						
記 号																							
様 式 お よ び 標 準 寸 法 (単 位 mm)																							
注	(1) 色彩は、矢印を赤色、その他の文字及び記号を青色、地を白色とする。 (2) 縁の余白は、2cm縁線の太さは1cm、区画線の太さは0.5cmとする。 (3) 高輝度反射式とする。 (4) 転倒しないように留意して設置すること。																						
保 安 施 設 標 準 様 式 図																							
番 号	22																						
記 号																							
様 式 お よ び 標 準 寸 法 (単 位 mm)																							
注	(1) 色彩は、矢印を赤色、その他の文字及び記号を青色、地を白色とする。 (2) 縁の余白は、2cm縁線の太さは1cm、区画線の太さは0.5cmとする。 (3) 高輝度反射式とする。 (4) 転倒しないように留意して設置すること。																						

■ 千葉県水道局水道工事標準仕様書の主な改定概要

現 行	改 正
<p>迂回路表示 迂回路表示</p> <p>ご迷惑をおかけします ○○○○○を なしています 平成○年○月○日まで 時間帯 21:00～6:00 工事 発注者 千葉県水道局 〇〇水道事務所 〒〒〒〒〒〒〒〒〒〒 施工者 ○○○○建設株式会社 〒〒〒〒〒〒〒〒〒〒 電話) 〇〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇</p> <p>まわり道450m → この先 工事につき まわり道を白線引下さい</p> <p>←まわり道450m 150m先 工事につき まわり道を白線引下さい</p> <p>ご迷惑をおかけします ○○○○○を なしています 平成○年○月○日まで 時間帯 21:00～6:00 工事 発注者 千葉県水道局 〇〇水道事務所 〒〒〒〒〒〒〒〒〒〒 施工者 ○○○○建設株式会社 〒〒〒〒〒〒〒〒〒〒 電話) 〇〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇</p> <p>市街地の場合 地方部の場合</p> <p>注) 1. 迂回路の設定及び交通整理員の配置については、当該警察署と協議すること。</p>	<p>迂回路表示 迂回路表示</p> <p>ご迷惑をおかけします ○○○○○を なしています 平成○年○月○日まで 時間帯 21:00～6:00 工事 発注者 千葉県水道局 〇〇水道事務所 〒〒〒〒〒〒〒〒〒〒 施工者 ○○○○建設株式会社 〒〒〒〒〒〒〒〒〒〒 電話) 〇〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇</p> <p>まわり道450m → この先 工事につき まわり道を白線引下さい</p> <p>←まわり道450m 150m先 工事につき まわり道を白線引下さい</p> <p>ご迷惑をおかけします ○○○○○を なしています 平成○年○月○日まで 時間帯 21:00～6:00 工事 発注者 千葉県水道局 〇〇水道事務所 〒〒〒〒〒〒〒〒〒〒 施工者 ○○○○建設株式会社 〒〒〒〒〒〒〒〒〒〒 電話) 〇〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇</p> <p>市街地の場合 地方部の場合</p> <p>注) 1. 迂回路の設定及び交通整理員の配置については、当該警察署と協議すること。</p>

■ 千葉県水道局水道工事標準仕様書の主な改定概要

現 行		改 正		
保安施設標準様式図				
番 号	16	16	17	
記 号	⑯	⑯	⑰	
名 称	工事情報看板	工事情報看板	工事説明看板	
様 式 お よ び 標 準 寸 法 (単位 mm)				
注	<p>(1) 色彩は、「〇〇をなおしています」等の工事内容については青色文字、その他の文字及び線は黒色、地を白色にする。</p> <p>(2) 工事期間については、交通上支障を与える実際の期間のうち、工事開始日及び工事終了日を表示するものとする。</p> <p>(3) 現場付近の歩道と車道を分離するガードレール等に、ドライバーから看板の内容が見えないように建築限界を守って、堅固に設置する。</p> <p>(4) 道路工事を開始する約1週間前から道路工事を開始するまでの間、設置する。</p> <p>(5) 転倒しないように留意して設置すること。</p>	<p>(1) 色彩は、「ご迷惑をおかけします」等の挨拶文については青地に白抜き文字、「〇〇をなおしています」等の工事内容については青色文字、その他の文字及び線は黒色、地を白色にする。</p> <p>(2) 工事期間については、交通上支障を与える実際の期間のうち、工事終了日を表示するものとする。</p> <p>(3) 現場付近の歩道と車道を分離するガードレール等に、ドライバーから看板の内容が見えないように建築限界を守って、堅固に設置する。</p> <p>(4) 道路工事開始から道路工事終了までの間、設置する。</p> <p>(5) 転倒しないように留意して設置すること。</p>	<p>(1) 色彩は、「〇〇をなおしています」等の工事内容については青色文字、その他の文字及び線は黒色、地を白色にする。</p> <p>(2) 工事期間については、交通上支障を与える実際の期間のうち、工事開始日及び工事終了日を表示するものとする。</p> <p>(3) 現場付近の歩道と車道を分離するガードレール等に、ドライバーから看板の内容が見えないように建築限界を守って、堅固に設置する。</p> <p>(4) 道路工事を開始する約1週間前から道路工事を開始するまでの間、設置する。</p> <p>(5) 転倒しないように留意して設置すること。</p>	<p>(1) 色彩は、「ご迷惑をおかけします」等の挨拶文については青地に白抜き文字、「〇〇をなおしています」等の工事内容については青色文字、その他の文字及び線は黒色、地を白色にする。</p> <p>(2) 工事期間については、交通上支障を与える実際の期間のうち、工事終了日を表示するものとする。</p> <p>(3) 現場付近の歩道と車道を分離するガードレール等に、ドライバーから看板の内容が見えないように建築限界を守って、堅固に設置する。</p> <p>(4) 道路工事開始から道路工事終了までの間、設置する。</p> <p>(5) 転倒しないように留意して設置すること。</p>

■ 千葉県水道局水道工事標準仕様書の主な改定概要

現 行		改 正																																							
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="4">保 安 施 設 標 準 様 式 図</th> </tr> <tr> <td>番 号</td> <td colspan="3">22</td> </tr> <tr> <td>記 号</td> <td colspan="3"></td> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>様 式 お よ び 標 準 寸 法 (単 位 mm)</td> <td colspan="3"> </td> </tr> <tr> <td>注</td> <td colspan="3"> (1) 色彩は、矢印を赤色、その他の文字及び記号を青色、地を白色とする。 (2) 縁の余白は、2cm縁線の太さは1cm、区画線の太さは0.5cmとする。 (3) 高輝度反射式とする。 (4) 転倒しないように留意して設置すること。 </td> </tr> </tbody> </table>	保 安 施 設 標 準 様 式 図				番 号	22			記 号				様 式 お よ び 標 準 寸 法 (単 位 mm)				注	(1) 色彩は、矢印を赤色、その他の文字及び記号を青色、地を白色とする。 (2) 縁の余白は、2cm縁線の太さは1cm、区画線の太さは0.5cmとする。 (3) 高輝度反射式とする。 (4) 転倒しないように留意して設置すること。			<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="4">保 安 施 設 標 準 様 式 図</th> </tr> <tr> <td>番 号</td> <td colspan="3">22</td> </tr> <tr> <td>記 号</td> <td colspan="3"></td> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>様 式 お よ び 標 準 寸 法 (単 位 mm)</td> <td colspan="3"> </td> </tr> <tr> <td>注</td> <td colspan="3"> (1) 色彩は、矢印を赤色、その他の文字及び記号を青色、地を白色とする。 (2) 縁の余白は、2cm縁線の太さは1cm、区画線の太さは0.5cmとする。 (3) 高輝度反射式とする。 (4) 転倒しないように留意して設置すること。 </td> </tr> </tbody> </table>	保 安 施 設 標 準 様 式 図				番 号	22			記 号				様 式 お よ び 標 準 寸 法 (単 位 mm)				注	(1) 色彩は、矢印を赤色、その他の文字及び記号を青色、地を白色とする。 (2) 縁の余白は、2cm縁線の太さは1cm、区画線の太さは0.5cmとする。 (3) 高輝度反射式とする。 (4) 転倒しないように留意して設置すること。		
保 安 施 設 標 準 様 式 図																																									
番 号	22																																								
記 号																																									
様 式 お よ び 標 準 寸 法 (単 位 mm)																																									
注	(1) 色彩は、矢印を赤色、その他の文字及び記号を青色、地を白色とする。 (2) 縁の余白は、2cm縁線の太さは1cm、区画線の太さは0.5cmとする。 (3) 高輝度反射式とする。 (4) 転倒しないように留意して設置すること。																																								
保 安 施 設 標 準 様 式 図																																									
番 号	22																																								
記 号																																									
様 式 お よ び 標 準 寸 法 (単 位 mm)																																									
注	(1) 色彩は、矢印を赤色、その他の文字及び記号を青色、地を白色とする。 (2) 縁の余白は、2cm縁線の太さは1cm、区画線の太さは0.5cmとする。 (3) 高輝度反射式とする。 (4) 転倒しないように留意して設置すること。																																								

■ 千葉県水道局水道工事標準仕様書の主な改定概要

現 行	改 正
<p>迂回路表示 迂回路表示</p> <p>市街地の場合</p> <p>地方部の場合</p> <p>注) 1. 迂回路の設定及び交通整理員の配置については、当該警察署と協議すること。</p>	<p>迂回路表示 迂回路表示</p> <p>市街地の場合</p> <p>地方部の場合</p> <p>注) 1. 迂回路の設定及び交通整理員の配置については、当該警察署と協議すること。</p>